



世界の美しい街並み（建物） 15

イギリスの庭事情

イギリスの街並みはご存知ですか？建物はもちろん、草木や花が植えられた庭による街並み自体も憧れてしまいますよね。イギリスでは新築ではなく、築60年以上の家の人気が高く、現役として住み続けられているので、古い街並みも壊されることはありません。イギリス人は建ち並ぶ家の外壁や屋根の色の統一、デザインの統一などを気にします。「家が城、庭がステータス」という誇りを持っています。どの家々も手の行き届いた庭園があり、石造り、レンガ造りの歴史を感じさせる建物と見事にマッチしています。イギリスの住宅にはなぜ草木や花が植えられているのでしょうか？イギリスには、原生林が約10%しかありません。農地拡大のために、原生林が伐採されてしまったそうで、過去の過ちからの償いとして「緑を、緑を」との意識が高まり、みんなが動いていきました。イギリス人の合言葉は、「リビングから広がる庭はもう一つのリビング」です。リビングだからリラックス出来るように工夫し、庭の奥行によって、向かいの家との距離を置いて、視線を感じずにくつろげるようしています。街の住宅街、田舎の集落を問わず、周りが庭をきれいにしている中で、1軒だけ荒れ地にしていれば、「周りから白い目」で見られてしまうそうです。理由は、地区全体の景観が損なわれるだけでなく、土地、建物の評価、価値が下がってしまうからです。新しく塀を作るのに近所の人たちを集めて、どの色、どの部材にするかを決める事もあるようです。建物に関する条例はいくつもありますが、庭に関してはございません。

これだけ美しい街並みがたくさん存在するのは、イギリスの文化を背景に、一人一人の意識の高さがポイントになっています。



ロンドン近郊



ロンドン住宅



コッツウォルズ

プリマ完成物件におけるちょっと嬉しい話 VOL.1

プリマ限定女子が各地に出没!?

武蔵小杉や元住吉の東横線沿線や、東京都調布市など続々とプリマ完成物件が増えてきました。おかげさまで、引き渡し前に満室申込みとなるケースが多いのですが、最近、プリマ倶楽部本部にキャンセル待ち(空室待ち)の入居希望者からお問い合わせが数多く入ってくるようになりました。

「武蔵小杉がキャンセル待ちになってしまっているのに、少し遠くても良いからプリマで空いてる物件はありませんか？」

「横浜付近のプリマに空きが無いので、横須賀にたまたま空きが見つかり住めることになりました♪」

など、いつの間にか、「プリマに住みたい!」「プリマじゃなきゃダメ。」という

「プリマ限定女子」が増えてきていたのです。

ここに住みたいをカタチに。入居者目線の建物づくりをコンセプトにしてきた私たちにとってこれほど嬉しいことはありません。もちろん、オーナー様も大喜びでしたよ♪ 以上、ちょっと嬉しい…かなり嬉しいプリマエピソードでした。



プリマ・ラ・フォンテ(調布)共用部

持家と貸家の面積の推移

昭和53年持家の面積は101.29㎡それに比べて貸家の面積は39.36㎡でした。

それが・・・

平成5年	→ 持家118.45㎡	貸家44.29㎡
平成10年	→ 持家119.97㎡	貸家43.78㎡
平成20年	→ 持家120.89㎡	貸家45.93㎡



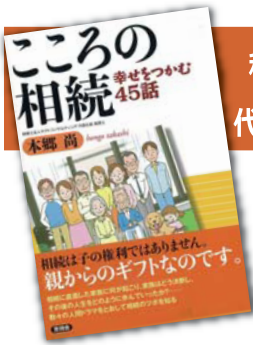
日本の住宅事情はウサギ小屋と言われ続けてきましたが、実は持家の面積は欧米並みに広がり間取りとなってきました。現在ヨーロッパ等の間取りの広さと日本の持家の間取りの広さは同レベルに近づいてきています。しかしまだ貸家に対しては45.94㎡と狭いようです。これは日本の住宅事情の中で核家族化が進み単身世帯が増えているということが原因のひとつ考えられます。

また、専用住宅を所有の関係別で見ると、持ち家の1住宅当たり居住部屋数が5.79室、居住室の畳数が41.40畳、延べ面積が120.89㎡となっているのに対し、貸家ではそれぞれ2.75室、17.85畳、40.93㎡といずれも持家の半分以下となっています。

Point!

これからアパートを検討される方はファミリータイプで60㎡～70㎡、単身タイプでは22㎡～25㎡くらい欲しいところでしょう。

プリマ「成功大家になるための資産運用大学」
講師：横濱快適住環境研究所 所長 石川 龍明



税理士法人タクトコンサルティング
代表社員・税理士 本郷 尚 氏 最新著書

ココロの相続 幸せをつかむ45話

相続を考えはじめた人のNO.1必読書!

プリマ倶楽部主催のセミナーでもお世話になっている本郷 尚 氏の最新著書が発刊されました。

相続は子の権利ではありません。

親からのギフトなのです。相続に直面した家族に何が起ころ、家族はどう決断し、その後の人生をどのように歩んでいったか?...数々の人間ドラマをとおして相続のツボを知る。

「わたしだったらどうするかしら」「え、そんなことが起ころの?」という話、満載です。争って奪い合ったお金は「死に金」になって消え、感謝して譲り合ったお金は「生き金」となって長く活かされます。相続の先をどう生きるか、本当の答えは、本人のこころのなかにあるのです。45の実例エピソードを通して、家族が幸せをつかむためのヒントがぎゅっと詰まっています。

特に、相続対策にあまり関心のないお父様には是非ご覧いただきたい一冊です。

来年1月26日(日)には、本郷 尚氏に登壇いただくセミナーが新宿で開催されます。こちら是非お越しくださいませ。(詳細決定次第、ご案内させていただきます。)



講師：本郷 尚 氏
税理士法人タクトコンサルティング 代表社員
資産税に特化したプロ集団を率いる全国有数の税理士。
相続や贈与など目からウロコの視点で著作本を多数出版。



全国で増える空き家問題

住み主のいないまま放置されている「空き家」が、全国で増加傾向にあることが問題になっています。総務省の2008年調査では空き家の総数は757万戸で、空き家率は13.1%に達しており高齢化や人口減少傾向などから「今後も増加する傾向は続く」とみている(国土交通省)といい、国や自治体も対策に本腰を入れ始めています。ちなみに2008年の空き家数は1988年の約2倍に増加しており、都市部でも地方部でも同様に増加傾向にあります。空き家はゴミの不法投棄のたまり場になり、放火など犯罪の温床になる心配があるほか、大震災などが起きた場合、倒壊して周辺住民の避難路をふさぐといった問題も指摘されています。

現在200を超す自治体が何らかの空き家対策条例を設置しています。空き家を所有されている方は、他人事とは思わず、役所へご相談下さい。

2014年1月から 小額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」が始まります。

今年の年末に証券優遇税制が打ち切りとなり、来年からは株式と株式投資信託等の分配金や売却益にかかる税金が10.147%から本来の20.315%と、倍になってしまいます。この優遇制度に変わり2014年1月から、小額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」が始まります。新しく専用口座を開設してニーサを利用すれば、1年間に100万円までの新規投資に対し5年の間非課税となる仕組みです。開設できるのは1口座に限られ、4年間は金融機関を変更できないなどルールがあります。すでに専用口座の開設申し込みは始まっていますので、どの銀行や証券会社でどのような商品を購入するか、ご準備をはじめてみてはいかがでしょうか。

